

平成27年度第3回豊川市総合教育会議議事録

開催日 平成28年3月8日 午後2時00分

場 所 豊川市役所本庁舎3階 委員会室

出席者	市長	山脇	実
	教育長	高本	訓久
	教育委員	林	正美
	教育委員	菅沼	由貴子
	教育委員	渡辺	時行
	教育委員	戸川	恵理子

事務局	教育部長	柴谷	好輝
	教育部次長	赤谷	雄助
	教育部次長兼学校教育課長	松平	貴圭
	教育部次長兼中央図書館長	中森	利仁
	庶務課長	鈴木	敏彰
	学校教育課主幹	山田	佳宏
	生涯学習課長	前田	清彦
	スポーツ課長	中村	幸夫
	学校給食課長	大林	充始
	中央図書館主幹	尾崎	浩司
	庶務課課長補佐	磯野	一則
	庶務課庶務係長	中尾	成利

開会

「山脇市長」 只今より、第3回豊川市総合教育会議を開催いたします。

本日の協議事項ですが、1つめは、いじめ問題に対する本市の取り組みについて、いじめ防止基本方針策定に向けた取り組みを中心に、ご意見をいただきたいと思います。

2つめは、「平成28年度 教育関係予算について」です。前回10月の総合教育会議では、「教育行政に関する今後の重要施策について」という議題で、委員の皆様から、たくさんのご意見をいただきました。その際に申し上げましたが、政策ビジョンの目標に、「子どもたちの笑顔があふれ安全安心で人にやさしいまち」を掲げ、その実現のための重点施策を着実に進めていくこと、特に『子育てするなら豊川市』といわれるまち」を目指して、教育・子育ての分野に力を入れていきたいと申しまし

た。前回会議では、私の任期３期目の重点施策の中から、教育委員会に関わる重点施策をお示し、ご意見をいただきましたが、これらの新年度予算への反映につきまして、本日の協議事項としてまいります。

協議事項 （１）豊川市いじめ防止基本方針策定について

「山脇市長」 それでは、次第の協議事項（１）「豊川市いじめ防止基本方針策定について」、事務局から説明をお願いします。

「松平教育部次長」 資料にそって説明をさせていただきます。資料１をご覧ください。

（１）の経過ですが、「いじめ防止対策推進法」が平成２５年９月２８日に施行されたのを受け、文科省が１０月に「いじめ防止等のための基本的な方針」を打ち出しました。豊川市内では、平成２５年度に全ての小中学校で、「学校いじめ防止基本方針」の策定が完了しています。愛知県は、「愛知県いじめ防止基本方針」を２６年９月に策定しています。資料として、文科省の「いじめ防止等のための基本的な方針」の内容が載せてあります。また、４ページに「いじめ防止対策推進法」、５、６ページに「愛知県いじめ防止基本方針」の概要版を資料として付けています。

１ページにお戻りいただいて、（２）今後の予定をご覧ください。

アの「豊川市いじめ防止基本方針」の策定にあたり、イの「豊川市いじめ問題対策連絡協議会」、ウの「豊川市いじめ問題専門委員会（教育委員会の附属機関）」、エの「地方公共団体の長の附属機関」の設置が必要となってまいります。

アの「いじめ防止基本方針」の策定は法第１２条による努力義務ではありますが、「地域の実情に応じて策定されることが望ましい」となっています。教育委員会のみで策定するものではなく、関係部局と連絡・調整しながら、共同で策定していくことになります。

イの「いじめ問題対策連絡協議会」につきましては、４ページの中段よりやや上あたり、二の２のところにもありますように、いじめ防止について、学校、社会教育機関、地域住民、家庭等が相互に連携して強化を図るための機関です。基本方針における取り組みを検証し、より効果的な取り組みのあり方について協議することとしています。構成メンバーは、「学校関係者、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成される」とあります。愛知県では、県弁護士、臨床心理士等を含めています。構成メンバーについては、市の実情により例示と違っていてもよいとのこと。

ウの「いじめ問題専門委員会」につきましては、教育委員会の附属機関として、重大事態が起こった場合の第三者機関である調査機関となります。公平性・中立性が担保されなければならないものです。

６ページの第６「重大事態への対処」をご覧ください。県立学校、私立学校の例ではありますが、市町村立学校も同様な流れとなります。学校でいじめによる重大事態

が発生した場合、学校から教育委員会に報告があります。教育委員会は、調査を行う主体やどのような調査組織とするかを判断し、学校主体、あるいは、教育委員会主体の調査となります。学校主体では十分な結果が得られないと判断する場合、あるいは学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会において調査を実施することになります。調査結果は、市長に報告します。

さらに、調査等の必要がある場合は、エの「地方公共団体の長の附属機関」により審査、再調査が行われることになります。

重大事態の内容につきましては、5 ページ「愛知県いじめ防止基本方針」の一番下をご覧ください。

1 つ目として、いじめにより、児童生徒の「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」とあり、「自殺を企図した場合」「身体に重大な被害を被った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」など、いじめを受けた児童生徒の状況に応じて判断します。

2 つめとして、いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときとされています。

この「相当な期間」につきましては、不登校の定義をふまえ、年間 30 日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手することになっています。

内情を申し上げますと、すでに、近隣市町の状況を確認しつつ、25 年度末あたりから、策定準備にとりかかっておりまして、主だったところは出来上がっているのですが、①「いじめ防止基本方針」策定、「対策連絡協議会」「調査委員会」の設置について、条例をどうしていくか、②メンバー等について、どう進めていったらよいのか、③予算措置、というところで中断しているといったところです。

今のところ、アの「豊川市いじめ防止基本方針」の策定、イの「いじめ問題対策連絡協議会」につきましては、条例によらない形で検討を進めていく方向で考えています。

本日の総合教育会議で、この「豊川市いじめ防止基本方針」策定に向けてご意見を伺い、関係部局との連絡・調整、予算措置なども考慮し、スケジュールの作成を行ない、28 年度中に「豊川市いじめ防止基本方針」を作成したいと考えています。

2 ページの中段あたりから、「2 取り組み状況に関する調査」結果が載せてあります。昨年の結果となりますが、全国と愛知県の状況です。

(1) の地方いじめ防止基本方針の策定については、県内ではこれから策定する自治体が多くなっています。この結果を受けて愛知県内で再調査等が行われ、12 月の時点では、24 市町が策定済みで、そのうち条例による策定が 5 市町、条例によらない策定が 19 市町、準備を進めているのが 29 市町となっています。

(2) の連絡協議会の設置につきましては、全国、県内とも設置済みのところは、「条例によらない設置」が多くなっています。こちらも、12 月の時点で、県内では、

設置済みが29市町、そのうち条例によるものが9市町、よらないものが20市町となっています。

(3)の教育委員会の附属機関は、「設置に向けて検討中」「設置するかどうか検討中」が多くなっています。こちらも12月の時点で、条例により設置済みが9市町、設置に向けて検討中が29市町となっています。

(4)地方公共団体の長の附属機関につきましても、12月の時点で、条例により設置済みが10市町、設置に向けて検討中が28市町となっています。

3ページ、(5)近隣市の状況です。豊橋市は、28年度内に策定するよう調整中で、条例化しない方向で進めているとのことです。蒲郡市は、策定中です。

田原市、新城市は、策定済みですが、田原市は、附属機関の設置は条例によらない設置としています。

3に、豊川市のいじめ、不登校、暴力行為の実態を載せています。

説明は以上です。

「山脇市長」 ただいま、協議事項(1)について、説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

「林委員」 質問ですが、「いじめ問題対策連絡協議会」等の組織は、重大ないじめが起きた時に設置されるものなのか、それとも常設で、いじめを防ぐ為に協議をする組織なのか、そのあたりを教えてください。

「松平教育部次長」 イの「いじめ問題対策連絡協議会」につきましては、常設で、今のところ年2回ぐらいを予定しています。いじめ防止やそれに関わる内容を協議する常設の組織になります。何か起こった場合に動き始めるのはウの「いじめ問題専門委員会」からです。

「渡辺委員」 条例化する、条例化しないという判断基準をお伺いしたいです。

「松平教育部次長」 条例で設置されることによって、複数の執行機関が連携する意志を明確に示すことができ、重大事態の調査を行う場合の権限が与えられる、あるいは、自治体によっては、そのような事を決めている場合もありますので、基本的にはウの「いじめ問題専門委員会」などについては、条例による設置が基本ではあると理解をしています。法的拘束力であるとか、市としての意志を明確に示す、あるいは公正、透明性に優れているといった点で条例による必要があると理解はしています。

「山脇市長」 他にどうですか。

「戸刈委員」 3ページの(3)「不登校児童生徒の状況」についてお聞きしたいです。子どもの学校の状況等を考慮しますと、いじめによる不登校の児童・生徒とそうではない理由での不登校児童・生徒があるかと思います。今、この内容ではいじめに関する資料として、数字が不透明だと思います。実際にいじめで不登校になっている児童・生徒の数が知りたいです。

「松平教育部次長」 3ページの(3)「不登校児童・生徒の状況」の数は、いじめに関わらず、全ての豊川市内の状況が載せてあります。実際にいじめの認知件数や不登校

の報告につきましては、毎月、教育委員会に各学校から上がっています。ただ不登校がいじめによるか、よらないか、また、いじめが原因と子どもが言って、それが本当に正しいのかどうかとうことも含め、いじめとして認知しているかどうかは、はっきりしない部分もあります。先月あたりから、それも踏まえ、いじめによる不登校は、重大事態として報告が上がるようにしています。今のところいじめが既に解消していても、学校に足が向かない、または、保護者が止めている、といったケースもゼロではありません。30日に達していないといった場合もありますが、ゼロではないと思っています。これから報告が上がってくる状況です。

「山脇市長」 よろしいですか。いじめの認定によって、いじめとして不登校になってくるかどうかの数を知りたいということですね。

「戸刈委員」 そうです。これから、より細かく学校から報告が上がってくるということですね。

「松平教育部次長」 はい。いじめと不登校につきましては毎月上がってきます。加えてさらに重大事態と捉えたものが、上がってきます。

「山脇市長」 重大事態という不登校は、2月までは無いということですね。

「松平教育部次長」 はい。心配されている状況は勿論ありますが。

「高本教育長」 愛知県は全国に比べて認知件数が多いということですが、それぞれの学校がいじめの認知件数として上げてくる時の手順、学校の中でどういうことでいじめとして認知件数になって、市教委に報告があるかという手順を少し説明していただけるとよいと思います。それからもうひとつは(2)「いじめの現在の状況」の中の解消率ですが、この数字が高いとみるか、低いとみるかというのは、色々あると思います。解消に向けての手立てとして、25年度に、各学校でいじめ防止基本方針を立てているわけですが、このあたりが生かされて解消に結びついているのか、これとはまた別の努力で解消に向かっているのか、それぞれの学校のいじめに対する解消の方法などを少し説明していただけるといいと思います。

「松平教育部次長」 まず、学校でのいじめの認知についてですが、本人、保護者、地域、学校関係者などからの報告、アンケート形式のいじめ調査結果、生活ノートのようなものなどで、本人や周りの子から情報が入った場合は、担任を中心に色々聞き取り調査等を行うことになっています。また、担任だけで抱え込まないよう、学校には、いじめ不登校対策委員会のようなものが設置されており、そこで情報を共有し、これがいじめであるかどうか、対応策はどうしていくのか、といったことを協議し、最終的に認知をするかたちになっています。それからもう1点、解消率に関わる部分につきましては、それぞれ学校での取り組み、担任、関係機関を含めたいろんな対応により、状況が改善しているという数値になっています。各学校ではそれぞれいじめ不登校対策委員会を何回も開いて、対応を協議したり、家庭訪問を増やしたり、関係機関、相談機関も含めて対応をしてもらったりし、子ども達の実情に応じて対応をしています。いじめの早期発見、対応もありますが、いじめを起こさせないような環境づくり

にも力を入れていかないとはいけませんので、そういったところは学年や学校全体で取り組んでいるといった報告を受けています。

「山脇市長」 過去のいじめによる自殺の例をみると、担任にはＳＯＳを出していたけれど気付かなかったとか、学校全体で共有していなかったという例が多いような気がします。一番大きな課題は、そのあたりの防止策ですね。

「菅沼委員」 いじめられていると言った人が、いじめられていると言えば、「それはいじめですよ」というのが、社会的な常識になりつつあります。豊川市の実態を見ますと、この(1)「いじめの認知」で、殆どの学校が認知していると言っています。いじめられていると言った時点で、それはいじめです。担任や他の人たちが「これはいじめじゃないよ」とは言えないようになってきています。認知の度合いがどのくらいかというのが分からないですが、教育委員会に上げてきているということで、一生懸命やっていると思います。認知数が少なく、「認知していないよ」と出てきていると、それはどうかと思いますが、中学校は全ての学校が、いじめの認知をしていると正直に出してきています。これからは、解消に向けていけばいいと思います。いじめを起こさせないというのが第一なので、これから色々考えていくべきだと思います。

「山脇市長」 その他、どうでしょうか。

「林委員」 基本方針を策定することについては、市の責任、市の方向性、そういったものが明確になっていきますので、非常にいいと思います。ただ、この方針がより実質的に効力を持つためには、家庭の協力は全面的に必要なんでしょうし、地域の協力も必要なんでしょう。そのあたりをどのように作っていくのかが、この中には全然見えないです。連携強化という文言があるものの、一番大事な部分をどうしていくかということをも、もう少し具体的に出していくというのが今後の課題かもしれません。是非作って欲しいと思います。また、いじめ解消率について、10数%が解消していません。いじめの問題というのは意外と加害者と被害者だけの問題ではありません。そこに保護者が絡んでくる場合が非常に多く、学校だけの力では解決できない問題もきっと多いと想像します。そういった時に、市として、教育委員会として、どういう手を差し延べていくのか、そこも明確にしていかないと解消率はいつまでたっても90%や100%に近づくことはありえない気がします。是非基本方針を策定したら、より実質的な物になるように、そのあたりをもっと突っ込んで明確化して欲しいと感じます。

「山脇市長」 この基本方針の策定は、これから進めていくわけですね。

「松平教育部次長」 はい。28年度中です。

「山脇市長」 それはこの会議に、このようにしたいという案が出されますか。

「松平教育部次長」 基本的な素案はだいたい決まっています。細かいところでまだストップしていますが、そちらも進めつつ、28年度中には策定ができると考えています。

「高本教育長」 先程、菅沼委員が、認知件数がほとんどの学校から上がってきて、豊

川市としては、いい状況にあるのではないかということでした。本人からの申し出や周りの友達が見ていてそれを先生に言ってくれるケースがあるということで、教員と子ども達が非常にいい関係にある学校が多いと思います。ただ、いじめでは、家庭の協力をいただきかないと、インターネットの書き込み等の誹謗中傷、スマホなどで学校の教員の目に触れないところで結構深刻ないじめが起こっていることも凄く心配されます。子どもと教員の関係がうまくできていれば、そういったことも上がってくるかもしれませんが、なかなか目に見えないところがあります。学校として、いじめを察知し、解消に向けた手を打っていく中で、情報機器を使っただけのいじめは難しい問題で、数も多いと思います。そういった数の報告は、教育委員会に上がってきますか。

「松平教育部次長」 今、言われたように非常につかみ辛いです。いじめではありますが、既に数件、そういった報告が豊川市でも上がってきています。30日以上欠席、不登校に繋がる欠席も、1件はそのような内容です。昨年度は、そのようないじめによる不登校はありませんでしたが、本年度は、インターネットがらみの欠席が続いているといった状況です。

「高本教育長」 深刻なものについては、家庭の協力、地域の協力と言いましたが、さらに警察の力を借りるというのも必要と思います。

「山脇市長」 教育委員会としては、実際にスマホを持っているという子ども達の数を把握していますか。

「松平教育部次長」 調査をしおりまして、小学校の高学年で、4割、5割、6割と毎年増えてきているという状況です。中学校も、3年生のみの調査ですが、こちらもかなりの数が持っている状況です。学校により、学年により、地域によって、多少バラツキがありますが、大勢の児童・生徒がスマホ・携帯を持ち始めているといった状況が分かっています。

「山脇市長」 学校へ持ってくるのですか。

「松平教育部次長」 小中学校の場合は、学校に持ち込むといった事は基本的にはございません。

「渡辺委員」 インターネットに関して、我々の世代は理解しがたい部分がたくさんありますが、本人がいじめと思わないでSNSに載せることもあると思いますし、いじめをしようと思って載せる場合もあると思います。そういったことが、本人が思わぬところまで拡散してしまう。そういう部分を受けての教育、啓発というものも入れた方がいいという気がしています。

「松平教育部次長」 情報モラルについては、各小・中学校で、スマホの扱い方等に関する学習をしています。また、PTA連絡協議会の方とも連携し、何時以降は使わないというような通知を保護者に出している状況です。

「高本教育長」 呼びかけをし、是非、家庭で、スマホ・携帯等のルール作りをして欲しいと投げかけていますが、親御さんは、子どもからねだられて買っても、使い方については本人に任せてしまうという状況です。それは、信頼の一つなのかもしれませ

んが、一つ間違えばトラブルや犯罪に巻き込まれることもありますので、呼びかけはPTAだけをお願いするのではなくて、教育委員会も一緒になって進めていかなければいけないと思っています。

「山脇市長」 他にどうでしょうか。

「林委員」 いじめという言葉の持つイメージですが、鉛筆1本隠しても、本人がいやな思いをすればいじめになるし、更に重大になっていって、自殺に追い込まれるような内容であってもいじめです。あまりにも幅が広すぎて、いじめというのは、あまり大きな意味を持たないような感じがしています。豊川は明確に、これはもう絶対にやってはいけないということを、もっと強く打ち出し、いじめという言葉でごまかすのではなくて、それはもう犯罪だよと、家庭や地域社会に協力をお願いする中で、明確に打ち出すべきではないかという気がしています。結局マスコミも、いじめという言葉でくくっているのも、あまり響かないです。考えていただけないでしょうか。

「松平教育部次長」 難しいところだと思いますが、いじめの定義というものがここ数年変わってきておりまして、4、5ページの上の方に書かれている定義は、最終的には、児童・生徒が心身の苦痛を感じているといったものが一番のメインになっています。鉛筆1本隠された子が、本人にとって苦痛と感じてしまえば、やはりいじめといった捉え方をせざるを得ない状況です。幅はあると思いますが、定義としては、本人が苦痛を感じているかどうかといった部分の押さえから外れるわけにはいきませんので、これはいじめじゃないよ、と言える部分があればいいんですが、この定義からすると難しいと考えています。

「山脇市長」 難しい問題ですね。

「林委員」 定着していますからね。

「菅沼委員」 いじめから始まって犯罪になっていると思います。この定義でいくと、それぞれの幅はあるかもしれませんが、苦痛を感じればそれはいじめで、それが重なっていけば、それが犯罪になって深刻化するので、いじめ防止基本方針を作るならば、小さなうちにそれをすぐ解消していく、やらない子達を増やしていく、やられた子も解消させていく、それがないと、どんどん積み重なってパンクすると思います。いじめと一言でいうと、くくりがあるかもしれないけれど、小さい、大きいは無いと考える欲しいと思います。

「林委員」 家庭において、人の心の痛みのわかる子どもにしましょうというように、それを全面的に出したり、地域においては、子ども達は地域の宝だから見ていきましょうというような雰囲気盛り上げたりしていかないと、いじめは防げないと感じます。

「菅沼委員」 一番大切なのはいじめをしないということです。いじめをしないような子を育てましようと言わないとだめです。それをしない限りは無くなりません。

「林委員」 そういうことですね。

「菅沼委員」 豊川市としてはそこをアピールしていく方がいいです。

「林委員」 そういきたいですね。

「菅沼委員」 そうすれば、第三者委員会を立ち上げるとか、そういう事を考えなくてもいい状態になります。まずはそこですね。教育委員会として。

「高本教育長」 人が一緒に生活している中、特に学校で子ども達がいれば、悪口、からかい、鉛筆隠しなどはあると思います。このようなことがあった時に、それを周りで見ている子ども達が止めたり、それで傷ついている子を慰めてあげたりとか、サポートしてあげられるような周りの存在というのがないといけません。そういうものに立ち向かい、自分の力で解決していく力も、これからの子ども達には付けてあげたい力の一つと思います。

協議事項（２）平成２８年度教育関係予算について

「山脇市長」 次に協議事項（２）「平成２８年度教育関係予算について」に移ります。事務局から説明してください。

「赤谷教育部次長」 協議事項（２）につきましては、資料２の「平成２８年度 教育委員会予算 重点事業一覧」をご覧ください。これに基づき、平成２８年度の主な教育関係予算についてご説明いたします。

前回１０月の総合教育会議では、政策ビジョンに基づく「豊川海軍工廠跡地への平和公園整備」をはじめ、６つの新たな重点施策を中心に、今後の取り組みについて議題といたしました。

前回会議での６つの重点施策をはじめ、教育委員会各課の重点事業につきまして、資料に従い説明してまいります。

資料は、教育委員会各課別に、平成２８年度予算の内示後の概要をまとめています。政策ビジョンに基づく６つの重点施策に関わる事業につきましては、各事業名の下段に星印で示しています。

では、最初に庶務課所管の「豊川市教育振興基本計画策定事業」です。豊川市教育振興基本計画は、来年度の平成２８年度が、５か年の計画期間の最終年度になり、平成２９年度からの次期教育振興基本計画策定のための費用を予算化しています。教育振興基本計画の基本方針等の骨となる部分は、市教育大綱と整合を図るものとなりますので、総合教育会議とも連携していくことになると考えています。

次に「小中学校環境改善対策事業（空調設備設置事業）」です。現在既に基本設計業務に着手していますが、平成２８年度からの４年間で、市内小中学校の普通教室へ空調設備を設置してまいります。夏の暑さ対策に大変有効と考えるもので、鋭意事業を進めてまいります。

続きまして学校教育課所管の事業になりますが、「学校教育における英語力パワーアップ事業」です。市内２６校の小学生を対象に、ＤＶＤ教材を購入し、英語に慣れ親しむ環境を整えてまいります。また、中学校英語教員のほか、小学校教員を対象に、

英語授業に関する研修会を予定しています。なお、平成29年度以降になりますが、AETの増員も進めていきたいと考えています。

次に、「部活動総合支援事業」です。部活動の外部講師の活用を増やしてまいります。平成28年度は、市全体の人数は30名程度と同様ですが、年間15日程度としていた奨励金を、20日に増やしていく予定です。

続きまして、資料裏面の2ページをご覧ください。生涯学習課所管の事業の内、「平和公園（仮称）整備事業」です。平和公園全体は、公園緑地課が所管で整備してまいります。平成28年度は生涯学習課において、交流施設の建設や残存遺構の保存整備に向けた実施設計を予定しています。

続きまして、中央図書館所管の事業です。大きな業務として、図書館システム及び自動書庫システムが老朽化していますので、この更新を行ってまいります。

続きまして、スポーツ課所管の事業です。「駅伝大会（豊川リレーマラソン）開催事業」につきましては、平成26年度から豊川ビジョンリサーチでの開催を引き継ぎ、市主催で実施してまいりましたが、平成28年度からは、ゲストラランナーを招いて、一層の開催支援による活性化を図ってまいります。

最後に学校給食課所管の事業です。「学校給食施設改修・修繕事業」につきましては、施設維持管理計画に基づき、学校給食センター内の各種機器の修繕・改修を行ってまいります。

以上で、平成28年度教育関係予算における、政策ビジョンに基づく6つの新たな重点施策に関わる重点事業につきまして、ご説明を終わります。

「山脇市長」 ただいま、協議事項（2）について、説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

「戸刈委員」 小中学校環境改善対策の空調設備の設置についてお聞きします。現場の声として、今、学校・特別教室などには既に空調設備が付いていますが、予算などの関係で、空調の使用にかなり気を遣っているという話を聞きました。実際、全学校の普通教室に設備が付いた時に、いったいどれくらいの割合で使えるのかってところがあります。例えばルールを作るというようなことはお考えでしょうか。せっかく付けたのに、お飾りになってはいけないと思います。今の状態でもかなり気を遣っているという話を聞きました。本当に5年後に全部付いた時に、一度に使ったら凄い電気代になると思います。予算も考えていかなければいけないと思うので、その辺のルール作りなども考えているのかということを知りたいです。

「鈴木庶務課長」 現在、既に補正予算で基本設計に入っており、その中で電気代はある程度シミュレーションをいたします。夏場に全教室が使う場合の電気代やガス代、保守点検料も含めてシミュレーションした上で、効率的、効果的で、なるべく安く使うように工夫してまいります。必要なものは計上し、設置後の予算の中に反映していく要望をしてまいりたいと思っています。学校でも色々工夫しながら使っているという話がありましたが、電気代などの光熱費を含めていくらという形で、毎年の利用

料を見て予算化し、配当しています。もちろん、学校生活の中で波があるため、色々な使い方はありますが、必要なものは確保していくことで要望し、予算は取っていきたいと思っています。ただ、東日本大震災の後、電気の節約は続いている状況です。その辺りのバランスを取りながら、必要なものは予算要望していく考えです。

「菅沼委員」 部屋の温度が何度以上になったら使用するとか、そういうことではないですか。

「戸刈委員」 そういうことです。

「鈴木庶務課長」 36校同じ基準で、温度設定をコントロールできるように設備の方で考えてまいりますが、例えば名古屋ですと28度以下に設定などの基準を設けています。何度になったら付けるとか、何時から何時まで付けるとか、タイミングも電気代に影響しますので、そういう計画を作ってまいりたいと考えています。

「林委員」 この事業は、本当にすばらしい事業だと高く評価し、ありがたいと思っていますが、3年間ですよ。できれば公平性を考えて1年でやってもらえると嬉しいです。それは無理でしょうか。中学生は3年間を待たずに卒業してしまうので、できれば中学校を優先して欲しいです。こういう事業は、小学校の低学年からが従来のやり方ですが、中学校の方が普通教室で過ごす時間も長いので、できたら中学校の方から考えていただけるとありがたいと思います。

「鈴木庶務課長」 その辺は、市長からも指示を受けて、そういう方針で工事は進めていくということで考えています。設計を含めて実質4年間でやっていく予定ですが、それを1年程度でということにつきましては、請け負う業者の状況や工事を管理する側の体制、財源などを考慮し、設計も含めて28年度から4年間で、なるべく速やかに進めていくと考えていますが、今の計画で進めていくとしてご理解いただきたいと思います。

「高本教育長」 この予算とは、関わらないお話ですが、情報提供としてお話をさせていただきます。常々、委員さんから英語に力を入れるのもいいけれども、愛知豊川は、ものづくりや理数教育に力を入れるべきというお話をいただいています。ここには出てきていませんが、実は先月、愛知教育大学と豊橋、蒲郡、田原、豊川、新城の5つの教育委員会が協定書を交わし、大学からは先生などを派遣いただいたり、大学で色々な研修会・講座を5市の教員を対象に開いていただけたということです。その中に、これまでも、理数系の学生に豊川の小中学校に入ってもらって、教育実習ではない形でサポートしてもらいたいというお話をしてきました。それがきっかけとなって今回の協定書に結びついたのですが、理数系の学生に限らず、学生さんが大学の授業のない時などに応援していただけたということになりました。英語だけでなく、幅広い教育に応援がいただけることになっています。

「松平教育部次長」 言われたとおり、豊川が最初に理数系を中心にお願いしたいということで、愛教大に働きかけをさせていただいて、形になったものです。学生につきましては、サポート活動ということで、大学の2年生が単位をもらう形で出身の市町

に来てくれるということです。来年度から、推進協議会を立ち上げ、市町と大学で、どういう講座、会議をやっていくのかも含め、調整する予定です。

「山脇市長」 他にどうでしょうか。

「林委員」 平和公園の整備事業についてですが、非常にありがたい事業と受け止めており、本当に平和教育の中心施設になるだろうと考えています。ただ、こういった公園が平和教育だけで終わってはもったいないという気がしています。子どもたちが豊川を知って、豊川を愛して、豊川を語ることができるような施設であってほしいです。そのためには、子ども達や市民の方々が何回もこの公園を利用し、満足して帰る、そんな公園になるといいと思っています。まだ、全体像など具体的なものは見えていないです。分かっていたら教えていただけると嬉しいです。

「前田生涯学習課長」 平和公園の事業について、来年度予算として上げていますが、教育委員会関係は、交流施設といわれる資料館的な施設と残存遺構といいまして火薬庫や信管置き場というものが3ヘクタールの区域内に残っているため、この保存活用に向けての設計を来年度行う予定です。委員がおっしゃられたのは、今後に向けての活用面の部分、展望ということかと思います。これにつきましては、三河国分尼寺跡史跡公園でボランティアさんに活動いただいているように、小中学校の子ども達がそこを訪れ、ボランティアさんからお話を聞きながら、見て、体験できる施設にしたいと考えています。また、語り部の方は高齢のため、直接ボランティアに関わっていただくことは難しいと思いますので、開園前に、幅広い世代、高校生や大学生を対象としてボランティア養成講座等を行います。色々な世代の方々が平和を語り継ぐ施設、何度も市民が訪れ、一度行けばそれで終わりというのではなく、そこで平和を語り継ぐことができるような施設にしたいです。養成講座では、年配の方だけではなく若い方々が、ボランティアや語り部の方から直接お話を聞いたりし、それを来場された方々に伝えられるよう、ボランティアの語り継ぎができるような、幅広い活用ができるような検討を進めていければと考えています。

「山脇市長」 他にどうでしょうか。

「渡辺委員」 部活動総合支援事業に関連することです。今朝、テレビで報道されていましたが、小中学校の先生の部活動への参加について、無理やりされているということで、それを拒否するような意見が出て、その署名に2万人だったと思いますが、署名が集まって、馳大臣に提出されたというような話がありました。先生方が必ずしも望まない部活に着くということは往々にしてあり、色々な事情があると思います。豊川市の小中学校においては、そういうような問題は、現状どうですか。

「松平教育部次長」 豊川市は、全国的に見ても部活動の数と種類は多くなってきておりまして、教員数がそれに対応できているかということ、心配な部分もあります。男女別にある部活や人数の多い部活もありますので、それ相応の人数を割り当てる形で、それぞれの学校は考えています。ただ、今まで経験の無い種目の顧問にならなければいけない状況が生まれる場合があり、人事異動に関わる部分もあります。この部活を

やりたいけれども、そこにはたくさん先生がいるといった状況もあります。各学校には無理していただいているところもあります。大会等の引率については、その部活の顧問だけではなく、4役や他の部活から応援を得たりしながら、行き帰りの配置も含めて着いていただいているところもあります。

「山脇市長」 今回の予算では、外部の講師をお願いするという予算だと思いますが、先生以外の方をお願いするという事でよろしいですね。全然経験のない先生が直接教えることが難しいということで、外部の人をお願いしているということです。

「渡辺委員」 それが、全部が段々そういう方向に向かっていって、先生方の部活に対しての意識が離れていって困ると思います。

「山脇市長」 当然そうですね。

「渡辺委員」 我々の時代と今は違うので、その先生が教育に対しての意識というものが、随分変わっていると思います。先生になる人達の資質といいますか、気持ちといいますか、意識といいますか、そういったものが少しずつ低下している中で、先程のような問題が起きているのかなという気がしています。外部の講師を招いて競技力を上げていくというのは何の問題もないと思いますが、それに頼ってしまい、先生方が、その仕事は向こうでやればいいというような気持ちになってもらっては、ちょっと違うのかなという気がして、質問させていただきました。

「松平教育部次長」 おっしゃるとおりです。昔と違って若い先生方、部活をバリバリやる方も見えれば、そうでない方も増えてきています。小・中・高・大で、部活をやっていない方も先生になっていますので、そういう方を手助けするための外部指導者です。主は教員ですので、そういう形が崩れないように考えていけるといいと考えています。

「山脇市長」 他にどうでしょうか。よろしいですか。それでは協議事項の2も終了したいと思います。その他ということでもありますけれども、事務局からございましたらお願いします。

「鈴木庶務課長」 最後に来年度の総合教育会議の予定です。まだ開催月等は決まっておりませんが、今年度と同回数程度の開催になろうかと考えています。先程、主要事業の中でも話がありましたが、来年度は平成29年度から5カ年を計画期間とする教育振興基本計画を策定してまいります。この教育振興基本計画の基本方針等は豊川市教育大綱とも整合を持つものとなりますので、策定の進捗状況に合わせて本会議の議題になると思っています。日程につきましては 決まり次第お知らせしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

「山脇市長」 只今の説明につきまして、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは他に無いようですので、本日の豊川市総合教育会議を終了させていただきます。長時間ありがとうございました。

(午後3時11分 閉会)